

「第2期熊本県における医療費の見通しに関する計画」  
の概要

## 1 計画の趣旨と概要

### (1) 目的、趣旨等

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等、我が国の医療を取り巻く様々な環境は大きく変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、将来的な医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保していく必要があります。

このような背景を踏まえて、平成 18 年に、医療制度改革関連法が成立し、その一環として、国及び都道府県において、医療費適正化を推進するための計画を策定することとされました。

本県においても、平成 20 年 3 月、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 か年間を計画期間とする「熊本県における医療費の見通しに関する計画（第 1 期計画）」を策定し、計画期間において達成すべき政策目標、目標を達成するために取り組むべき施策及び医療費の見通しなどを定め、医療費の適正化に向けた取組みを進めてきました。

この計画が平成 24 年度末をもって終了するため、これまでの取組みや課題などを踏まえて、平成 25 年度から平成 29 年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものです。

### (2) 計画の概要

#### ①策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条

#### ②計画期間

平成 25 年度～平成 29 年度

#### ③計画に掲げる事項（主なもの）

- ア 県民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
- イ 医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
- ウ 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
- エ 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項

## 2 医療費を取り巻く現状と課題

### (1) 熊本県の医療費の動向

#### ①医療費総額（国民医療費）

平成17年度（5,561億円） → 平成20年度（5,830億円） +269億円（4.8%）

#### ②一人当たり医療費

平成17年度（302千円） → 平成20年度（320.2千円） +18.2千円（6.0%）  
 ※平成20年度については、全国平均と比べて47.6千円高い。

### (2) 平均在院日数の状況（平成23年）

#### ①全病床での平均在院日数

熊本県 44.2日 全国平均 32日（+12.2日）

#### ②介護療養病床を除く病床での平均在院日数

熊本県 41日 全国平均 30.4日（+10.6日）

### (3) 特定健康診査・特定保健指導・メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況

	特定健康診査実施率	特定保健指導実施率	メタボリックシンドローム該当者割合	メタボリックシンドローム予備群者割合	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の推定数
平成20年度	36.2% (全国 38.3%)	12.7% (全国 7.7%)	14.3% (全国 14.5%)	12.7% (全国 12.4%)	217,000人
平成21年度	38.8% (全国 41.3%)	18.9% (全国 12.5%)	16.7% (全国 14.3%)	12.8% (全国 12.3%)	231,000人
平成22年度	40.0% (全国 42.9%)	20.5% (全国 13.3%)	16.3% (全国 14.4%)	12.6% (全国 12.0%)	224,000人

### (4) 喫煙の状況

	熊本県		(参考)全国 平成23年度
	平成18年度	平成23年度	
成人の喫煙率	22.5%		19.5%
	男性 37.9%	男性 33.4%	男性 32.2%
	女性 10.6%	女性 4.8%	女性 8.4%

### (5) 後発医薬品の使用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
熊本県	21.5%	25.4%	26.6%
全国	19.0%	22.4%	23.3%

### 3 達成すべき目標

#### (1) 県民の健康の保持の推進に関する目標

##### ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

目標項目	対象	現状 (平成 22 年度)	目標 (平成 29 年度)
特定健康診査実施率の向上	40～74 歳	40%	70%以上

##### ② 特定保健指導の実施率に関する目標

目標項目	対象	現状 (平成 22 年度)	目標 (平成 29 年度)
特定保健指導の実施率の向上	40～74 歳	20.5%	45%以上

##### ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少に関する目標

目標項目	対象	現状 (平成 22 年度)	目標 (平成 29 年度)
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の推定数の減少	40～74 歳	224,000 人 (参考：平成 20 年度 217,000 人)	平成 20 年度の制度開始時より 25%減少

##### ⑤ たばこ対策に関する目標

目標項目	現状 (平成 23 年)	目標 (平成 29 年)
成人の喫煙率	総数 17.3% (男性 33.4%) (女性 4.8%)	成人の喫煙率の減少 (喫煙をやめたい人がやめる)
未成年者の喫煙割合 (今までにたばこを一口でも吸ったことがあると答えた児童・生徒)	小学 5-6 年生 4.1% 中学生 6.0% 高校生 11.5%	0%
妊婦の喫煙率	4.4%	0%

受動喫煙防止対策の実施割合	行政機関 県有施設 82.0% 市町村 87.9% 医療機関 病院・診療所 95.6%	100%
---------------	---	------

## (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

### ① 平均在院日数

目標項目	現状 (平成22年)	目標 (平成29年)
平均在院日数（介護療養病床を除く。）	41.1日	36.3日

### ② 薬剤費の適正化に向けた目標

目標項目	現状 (平成23年度)	目標 (平成29年度)
後発医薬品の使用割合（数量ベース）	26.6%	30%以上
県内における薬局に占める薬剤訪問指導を実施している薬局の割合	7%	20%

## 4 計画期間における医療費の見通し

医療費の適正化に向けた取組みを全く講じなかった場合、毎年度の伸び率は、3%後半から4%前半で推移しますが、「5 目標を達成するために県が取り組むべき施策等」に掲げる様々な取組みを講じて、目標を達成した場合、約3%の伸びに抑えることができる見通しです。

この場合の計画期間内の適正化による効果額は、1,209億円程度と考えられます。

(単位:億円)

	適正化の取組みを行わなかった場合の医療費(A)		目標を達成した場合の医療費(B)		適正化効果(B-A)
	医療費	増減率	医療費	増減率	
平成25年度	6,889		6,808		81
平成26年度	7,176	4.2%	7,019	3.1%	157
平成27年度	7,474	4.2%	7,236	3.1%	238
平成28年度	7,763	3.9%	7,441	2.8%	322
平成29年度	8,062	3.9%	7,651	2.8%	411
計					1,209

## 5 目標を達成するために県が取り組むべき施策等

更なる少子高齢化が進む中で、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、将来的な医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保していくという本計画の理念及び趣旨を実現するためには、保健医療福祉関連の様々な取組みを多面的かつ複合的に進めていく必要があります。

3に掲げた目標を達成するために必要な下記のような主な取組みに加え、保健医療福祉関連の他の計画に掲げた施策についてもあわせて取り組むことにより、医療費の適正化の実効性を高めていきます。

### (1) 目標達成に向けた施策

#### ① 県民の健康の保持の推進に関する施策

特定健康診査・特定保健指導の体制整備や適切な治療管理、保健医療が連携した切れ目のない保健医療サービスの提供体制等を整備

#### ② 医療の効率的な提供の推進に関する施策

ア 医療機関の機能分担と連携の推進

イ 在宅医療・地域包括ケアの推進

ウ 調剤費の適正化の推進

#### ③ その他必要と認める施策

ア 医療費の把握・分析に関する取組み

イ 適正な受診の促進に向けた取組み

ウ 市町村国民健康保険の支援

エ 医療費に関する情報等の周知啓発

### (2) 保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力